

議案説明

ただいま上程されました議案 2 件について御説明いたします。

委員会提出議案第 1 号は、山陽小野田市議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、議会運営委員会において昨年から行ってきた本条例の検証のうち政治倫理に係る規定の検証結果を踏まえて行うものであります。

改正の内容は、第 27 条第 1 項において、政治倫理とは政治に携わる者が守るべき職業倫理であることを明記し、議員に対してさらなる自覚を促すものとする条文に改めること、並びに同条第 2 項の削除及び山陽小野田市議会議員政治倫理条例の廃止であります。

第 27 条第 2 項の削除及び山陽小野田市議会議員政治倫理条例の廃止は特に重要であるため、これを提案する経緯について御説明します。

先日来、議会運営委員会において山陽小野田市議会基本条例を検証し、及び改正の必要性を議論しております。その中で、山陽小野田市議会議員政治倫理条例そのものの意義について疑義が生じたため、同委員会において立法事後評価を行いました。その結果、各議員の政治倫理については、同僚議員を含む他者から、特定の基準に違反したか否かを審査され、及び当該審査に基づいて懲罰にも類似した措置が行われることは適切ではないとの結論に達しました。その点において現在の山陽小野田市議会議員政治倫理条例の内容は適切でなく、また、本市議会議員の政治倫理の保持については、山陽小野田市議会基本条例に明記することで十分に達成されるとの結論に達しました。以上により、第 27 条第 2 項を削除し、及び山陽小野田市議会議員政治倫理条例を廃止するものであります。

委員会提出議案第 2 号は、山陽小野田市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、「行政手続における特定の個人を識

別するための番号の利用等に関する法律」が改正され、同法第2条に新たに第8項が新設されたことにより、項番号が繰り下げられることに対応するとともに、所要の改正を行うものです。

よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。